

「令和4年度いわて新農業人チャレンジファーム第21回研修を開催しました！」

第21回の研修は、令和4年11月18日(金)、19日(土)に、盛岡市勤労福祉会館で行いました。

今回の講義は、農地法を始めとする関係法令、実習ほ場の管理等についてでした。

最初に、普段あまり聞くことのない法令という用語の説明や、三段表を使って法律・施行令・施行規則の関係を解説しました。

農地法では、(一社)岩手県農業会議の三浦農地相談員から、農地の権利移動は農業委員会の許可が必要になること、農地転用は知事が許可することなどを解説していただきました。

受講生からの質問に丁寧に回答していただいたことに加え、今年度、新規就農した受講生から、農地を取得するまでの経緯や、苦労した点などを話していただいたことで、農地法への理解を深めることができましたようです。

休憩後、「農政の憲法」と呼ばれる食料・農業・農村基本法が制定された背景と特徴、農業

振興地域の整備に関する法律では農用地区域内の農地の転用が制限されている理由、農地中間管理事業の推進に関する法律では農地中間管理事業の特徴、農業経営基盤強化促進法では地域計画の策定を中心に解説しました。

実習ほ場の管理等では、第20回研修後に事務局が行った、トラクターでのほ場の耕耘・整地や、農機の格納などの作業について、動画やスライドで説明しました。

受講生から、「基礎を学んだが、もっと知ることが必要である」「じっくり何度も資料の読み直しが必須と感じた」など、農業関係法令の理解に意欲的な感想がありました。

第22回の研修は、12月3日(土)に、同会場で、高畑施設長及び岩手県農林水産部農業普及技術課の竹澤総括課長による特別講義を予定しています。



講義「法令について」の様子



講義「関係法令について」の様子



講義「農地法について」の様子



講義「実習ほ場の管理等」の様子